

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成24年

目 次

議案第 69 号	市道路線の廃止について……………	1
議案第 70 号	市道路線の認定について……………	4
議案第 71 号	不動産の取得について……………	9
議案第 72 号	不動産の取得について……………	16
議案第 73 号	不動産の取得の変更について……………	20
議案第 74 号	下水道施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	25
議案第 75 号	市道路線における電線共同溝工事等に関する協定の変更について……………	26
議案第 76 号	鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
議案第 77 号	平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）……………	39
議案第 78 号	平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第11号）……………	47
議案第 79 号	平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	50
議案第 80 号	平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第5号）……………	55
議案第 81 号	平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）……………	57
議案第 82 号	平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	60
議案第 83 号	平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）……………	63
議案第 84 号	平成23年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	66
議案第 85 号	平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	70
報告第 19 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	73
報告第 20 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	74
報告第 21 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	75
報告第 22 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	76

議案第 69 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	浄明寺 一丁目	605番35	浄明寺 一丁目	602番16	4.50～8.96	38.53	206.33	6

案内図

凡例



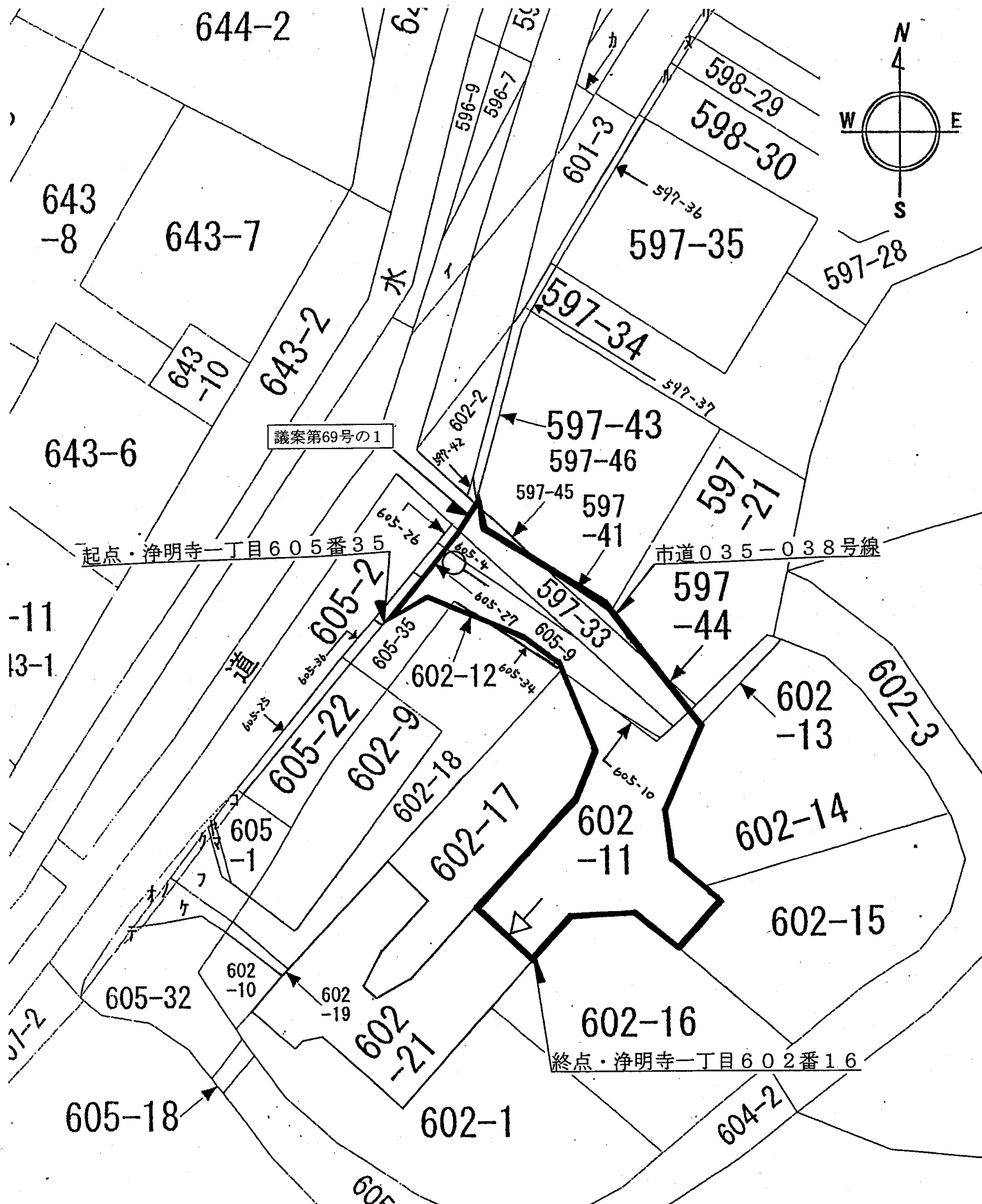
廃止箇所

図面番号 6



公図写

図面番号 6



議案第 70 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	浄明寺 一丁目	605番35	浄明寺 一丁目	602番10	4.50～8.96	62.71	372.72	13
2	台 五丁目	500番 1	台 五丁目	528番 1	3.43～9.78	114.24	478.97	14

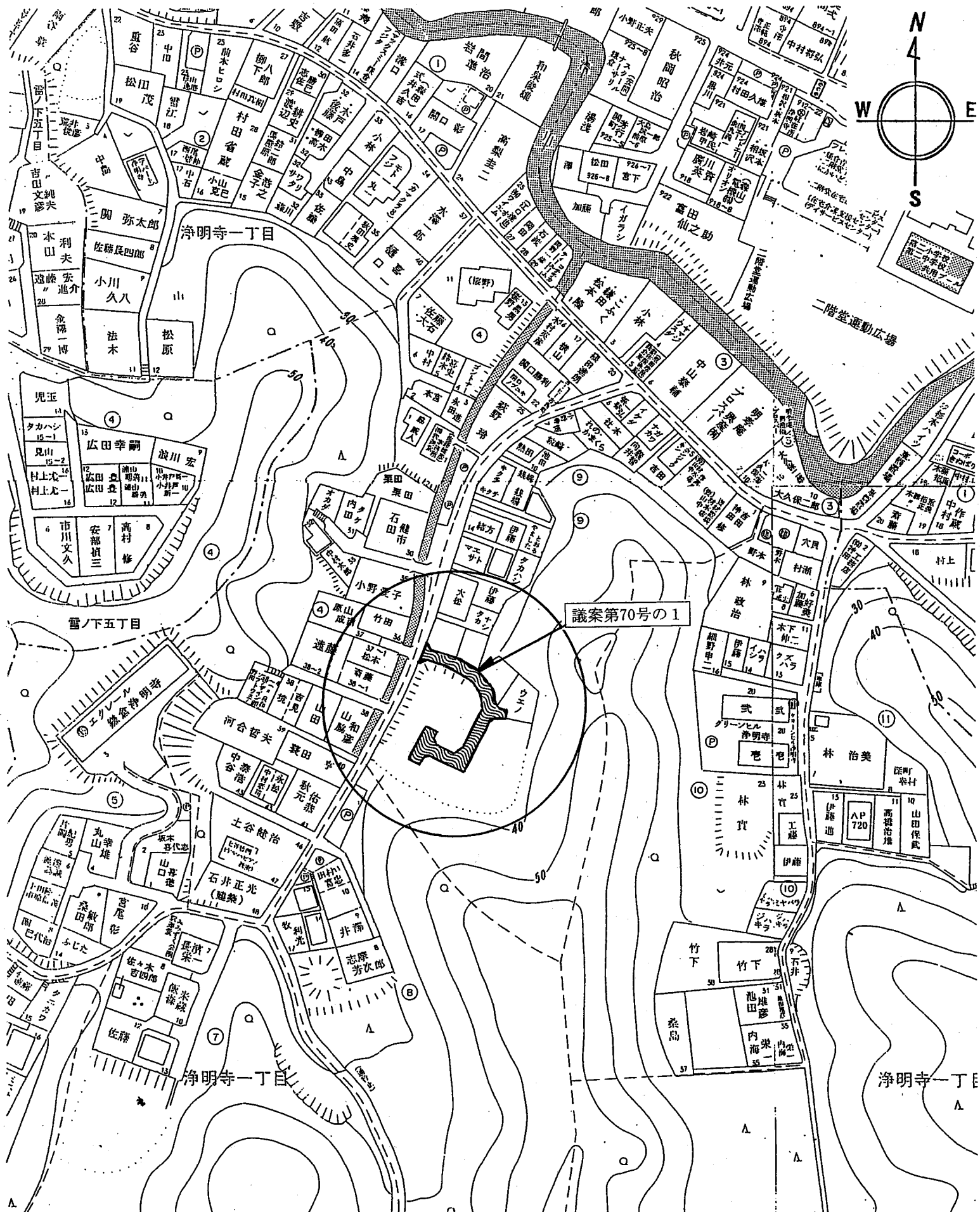
案内図

図面番号 1 3

凡例

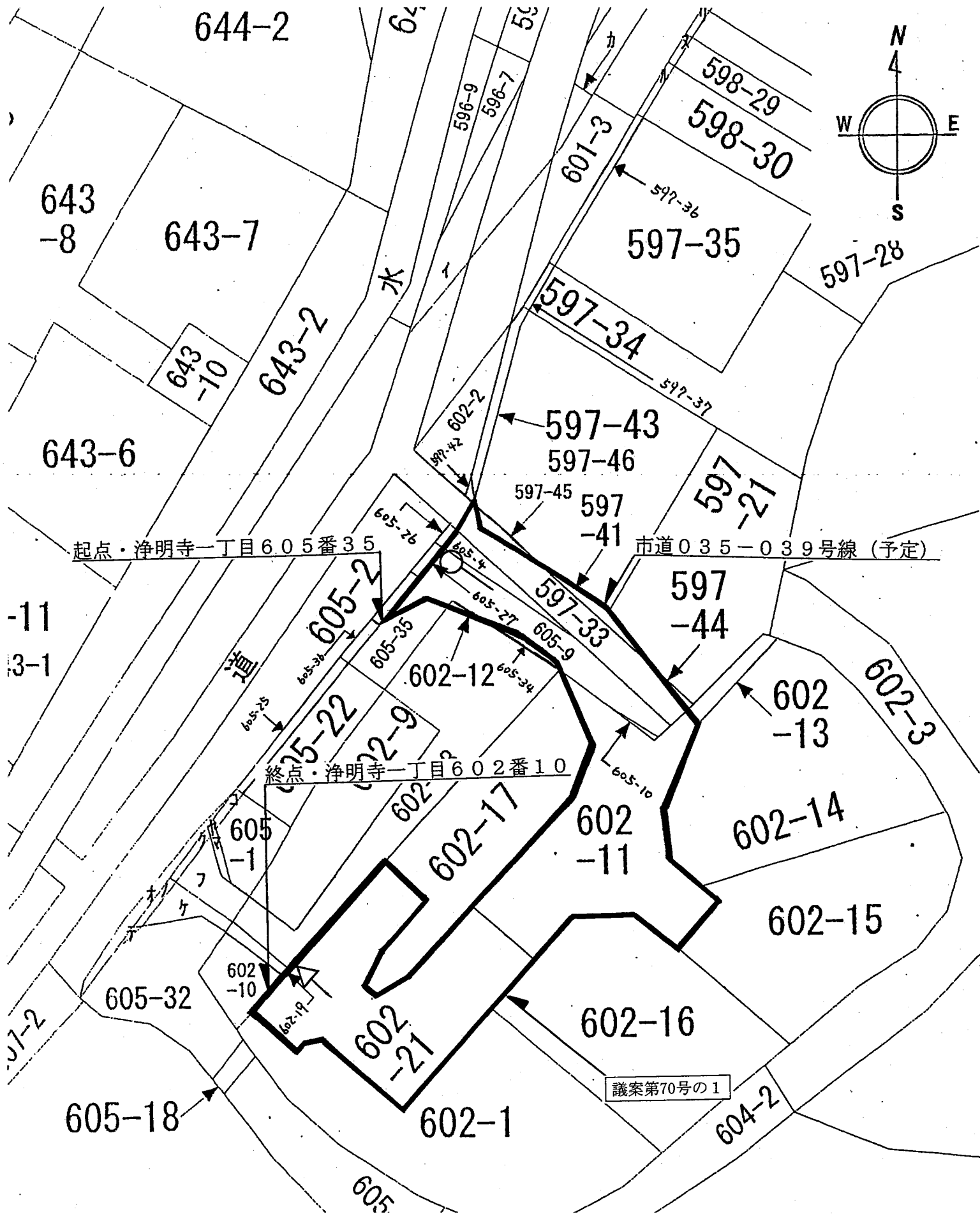


認定箇所



公図写

図面番号 1 3



図面番号 14

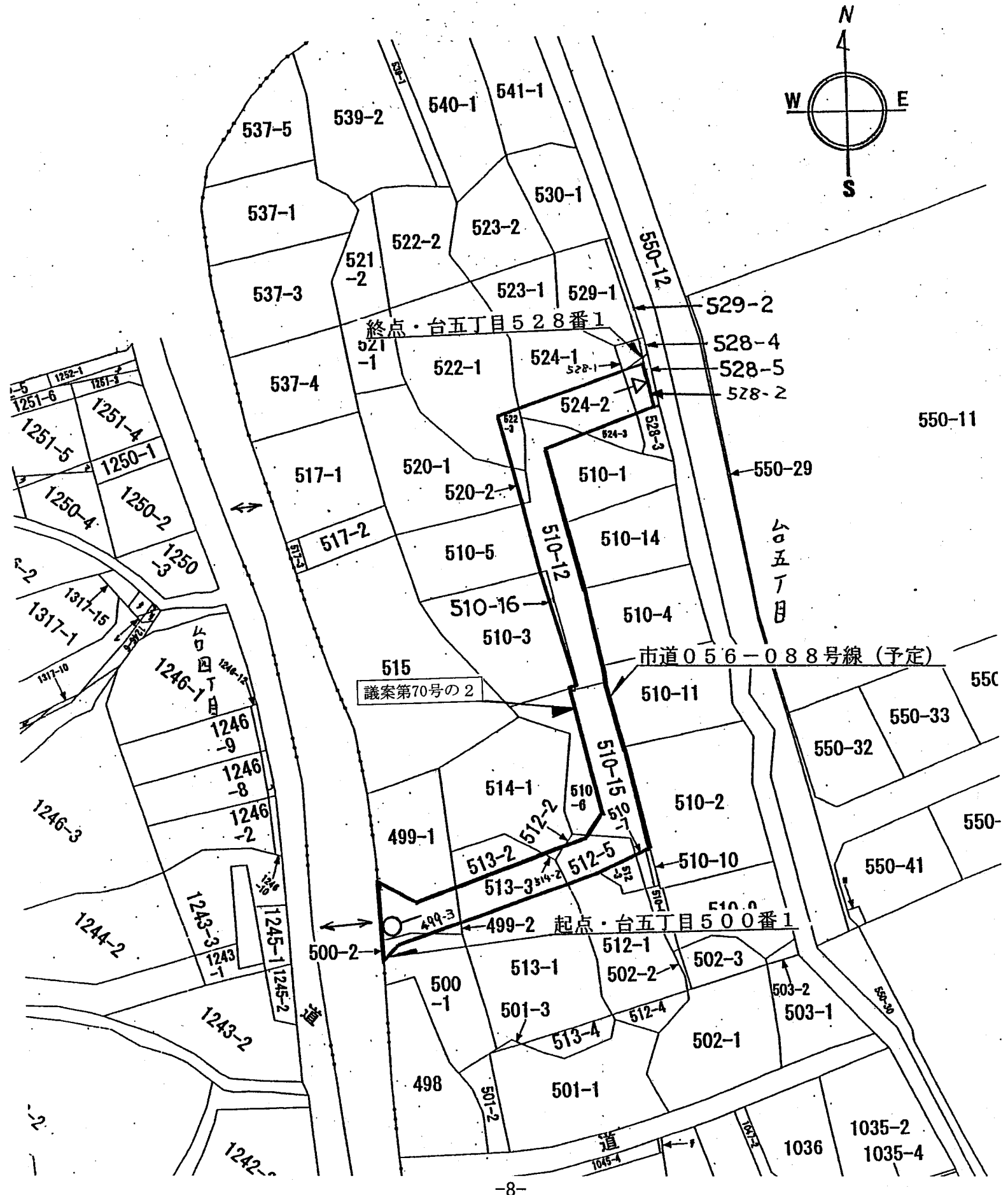
認定箇所

図面番号 14



図面番号 14

図面番号 14



議案第 71 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2341番	山林	1,801.00㎡ (約544.8坪)	1,801.00㎡ (約544.8坪)
鎌倉市山崎字台峯2566番 外51筆	山林外	23,927.00㎡ (約7,237.9坪)	23,927.00㎡ (約7,237.9坪)
合 計		25,728.00㎡ (約7,782.7坪)	25,728.00㎡ (約7,782.7坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 535,759,600円

3 所有者

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

野村不動産株式会社

代表取締役 鈴木 弘久

別紙一覧表

([REDACTED])

	所在地番	地目	公簿面積㎡	取得面積㎡
1	鎌倉市山崎字倉久保2341番	山林	1,801.00	1,801.00

(野村不動産株式会社分)

	所在地番	地目	公簿面積㎡	取得面積㎡
1	鎌倉市山崎字台峯2566番	山林	198.00	198.00
2	鎌倉市山崎字台峯2568番	畑	115.00	115.00
3	鎌倉市山崎字台峯2569番	畑	657.00	657.00
4	鎌倉市山崎字台峯2641番	田	191.00	191.00
5	鎌倉市山崎字台峯2642番	田	181.00	181.00
6	鎌倉市山崎字台峯2643番	田	337.00	337.00
7	鎌倉市山崎字台峯2644番	田	49.00	49.00
8	鎌倉市山崎字台峯2645番	田	155.00	155.00
9	鎌倉市山崎字台峯2646番	田	112.00	112.00
10	鎌倉市山崎字台峯2647番	田	145.00	145.00
11	鎌倉市山崎字台峯2648番	田	178.00	178.00
12	鎌倉市山崎字台峯2649番	田	152.00	152.00
13	鎌倉市山崎字台峯2650番	田	161.00	161.00
14	鎌倉市山崎字台峯2651番	田	49.00	49.00
15	鎌倉市山崎字台峯2664番イ	田	49.00	49.00
16	鎌倉市山崎字台峯2665番イ	田	165.00	165.00
17	鎌倉市山崎字台峯2666番	田	218.00	218.00
18	鎌倉市山崎字台峯2667番	田	419.00	419.00
19	鎌倉市山崎字台峯2671番	田	95.00	95.00
20	鎌倉市山崎字台峯2672番	田	85.00	85.00
21	鎌倉市山崎字台峯2673番	田	459.00	459.00
22	鎌倉市山崎字台峯2683番	田	102.00	102.00
23	鎌倉市山崎字台峯2684番	畑	82.00	82.00
24	鎌倉市山崎字台峯2685番	田	16.00	16.00
25	鎌倉市山崎字台峯2686番イ	畑	72.00	72.00

	所 在 地 番	地目	公簿面積㎡	取得面積㎡
26	鎌倉市山崎字台峯2686番口	田	13.00	13.00
27	鎌倉市山崎字台峯2687番	田	109.00	109.00
28	鎌倉市山崎字台峯2688番	田	198.00	198.00
29	鎌倉市山崎字台峯2689番	田	95.00	95.00
30	鎌倉市山崎字台峯2690番	田	66.00	66.00
31	鎌倉市山崎字台峯2691番	田	142.00	142.00
32	鎌倉市山崎字台峯2692番	田	49.00	49.00
33	鎌倉市山崎字台峯2693番	田	277.00	277.00
34	鎌倉市山崎字台峯2694番	田	479.00	479.00
35	鎌倉市山崎字台峯2698番	田	294.00	294.00
36	鎌倉市山崎字台峯2699番	田	198.00	198.00
37	鎌倉市山崎字台峯2700番	田	383.00	383.00
38	鎌倉市山崎字台峯2703番	畑	49.00	49.00
39	鎌倉市山崎字台峯2704番	畑	525.00	525.00
40	鎌倉市山崎字台峯2705番	山林	261.00	261.00
41	鎌倉市山崎字台峯2706番	山林	823.00	823.00
42	鎌倉市山崎字台峯2707番	山林	343.00	343.00
43	鎌倉市山崎字台峯2708番	山林	198.00	198.00
44	鎌倉市山崎字台峯2709番	山林	581.00	581.00
45	鎌倉市山崎字台峯2710番	山林	439.00	439.00
46	鎌倉市山崎字台峯2711番	山林	327.00	327.00
47	鎌倉市山崎字台峯2712番	山林	1,031.00	1,031.00
48	鎌倉市山崎字台峯2713番	山林	46.00	46.00
49	鎌倉市山崎字台峯2714番	山林	178.00	178.00
50	鎌倉市山崎字台峯2715番	山林	6,842.00	6,842.00
51	鎌倉市山崎字台峯2716番	山林	991.00	991.00
52	鎌倉市山崎字台峯2718番	山林	4,548.00	4,548.00
	合 計	—	23,927.00	23,927.00

案内図

山崎小学校

分

鎌倉中央公園

鎌倉中央公園

凡 例



都市計画決定区域

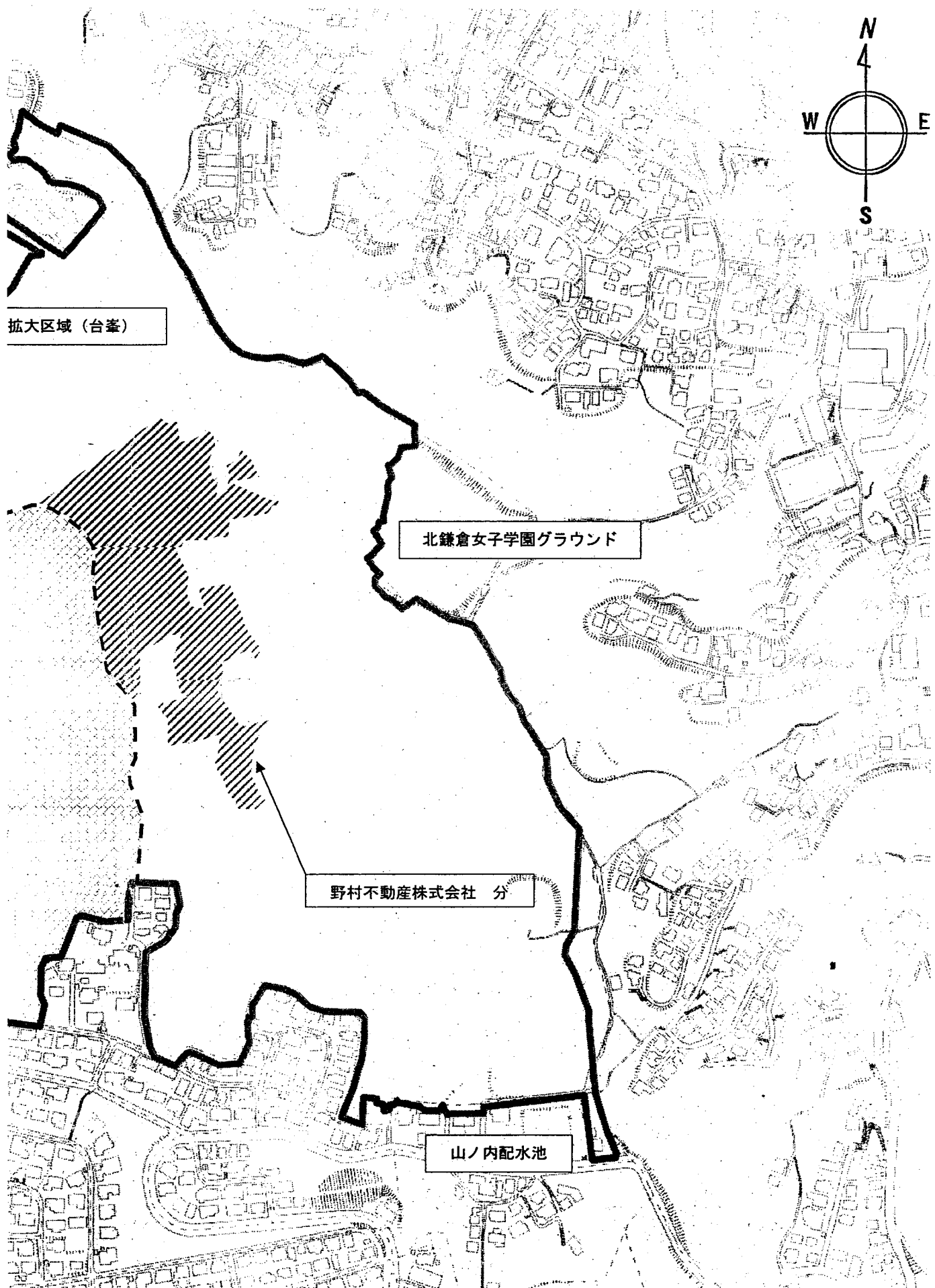


都市計画事業認可区域

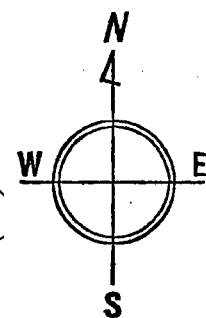


平成23年度用地取得予定箇所

供用開始済区域



地 番 図

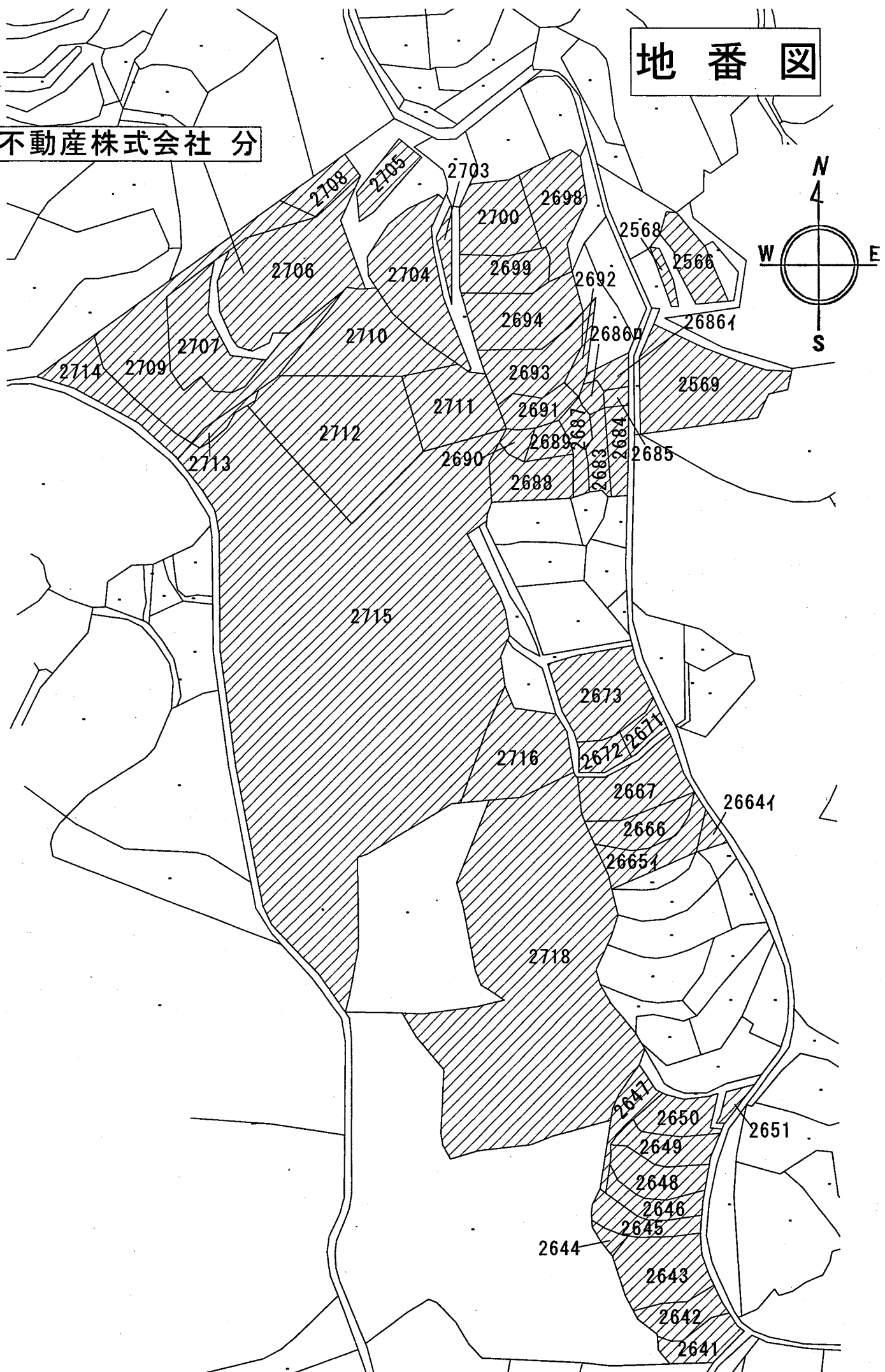


分

2341

地番図

野村不動産株式会社 分



議案第 72 号

不 動 産 の 取 得 に つ い て

山ノ内西瓜ヶ谷緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成24年 2 月 15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取 得 土 地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番1 の一部	山林	6,234.00㎡ (約1,885.7坪)	1,700.00㎡ (約514.2坪)

別紙一覧表のとおり

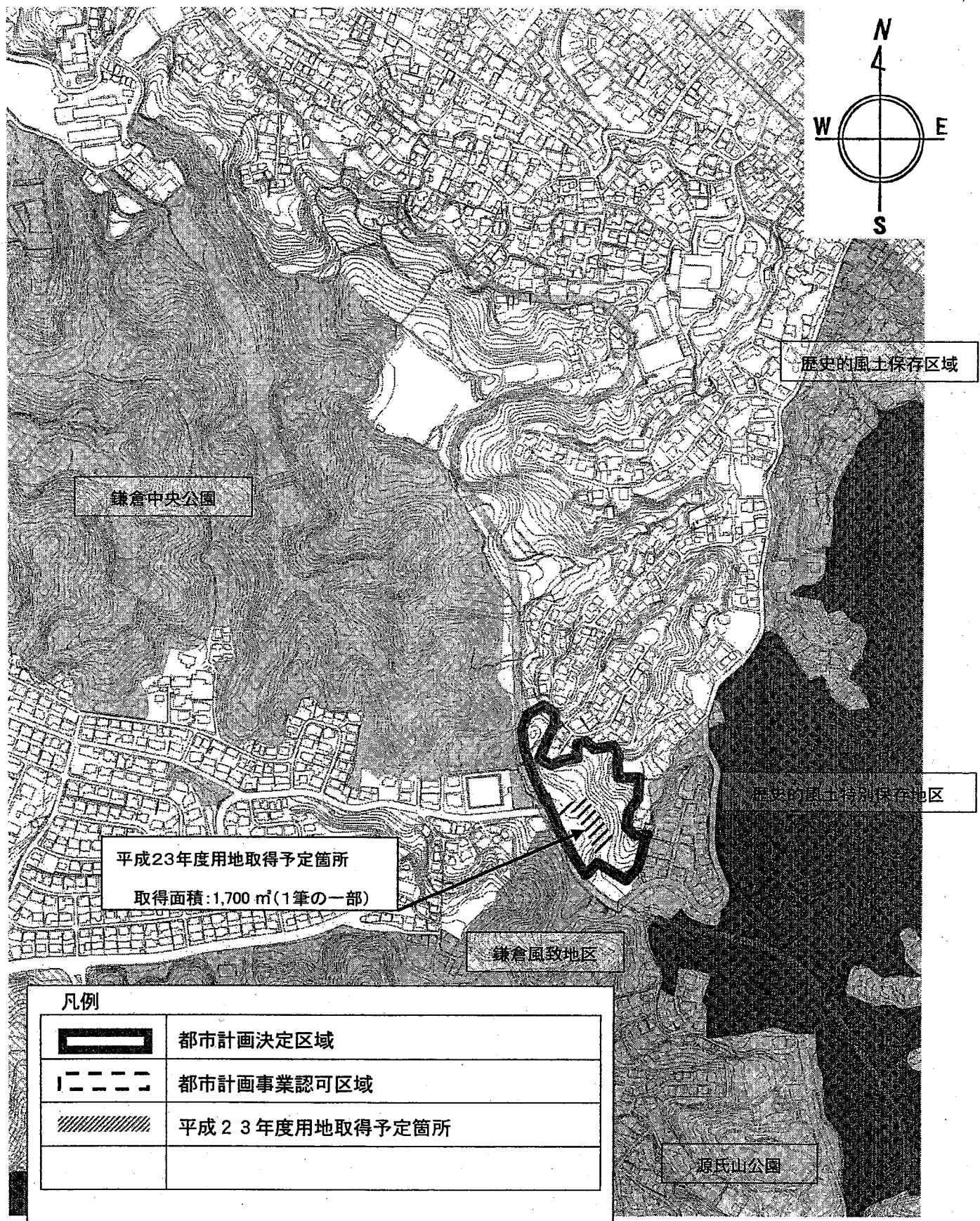
2 取 得 価 格 93,500,000円

3 所 有 者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市土地開発公社

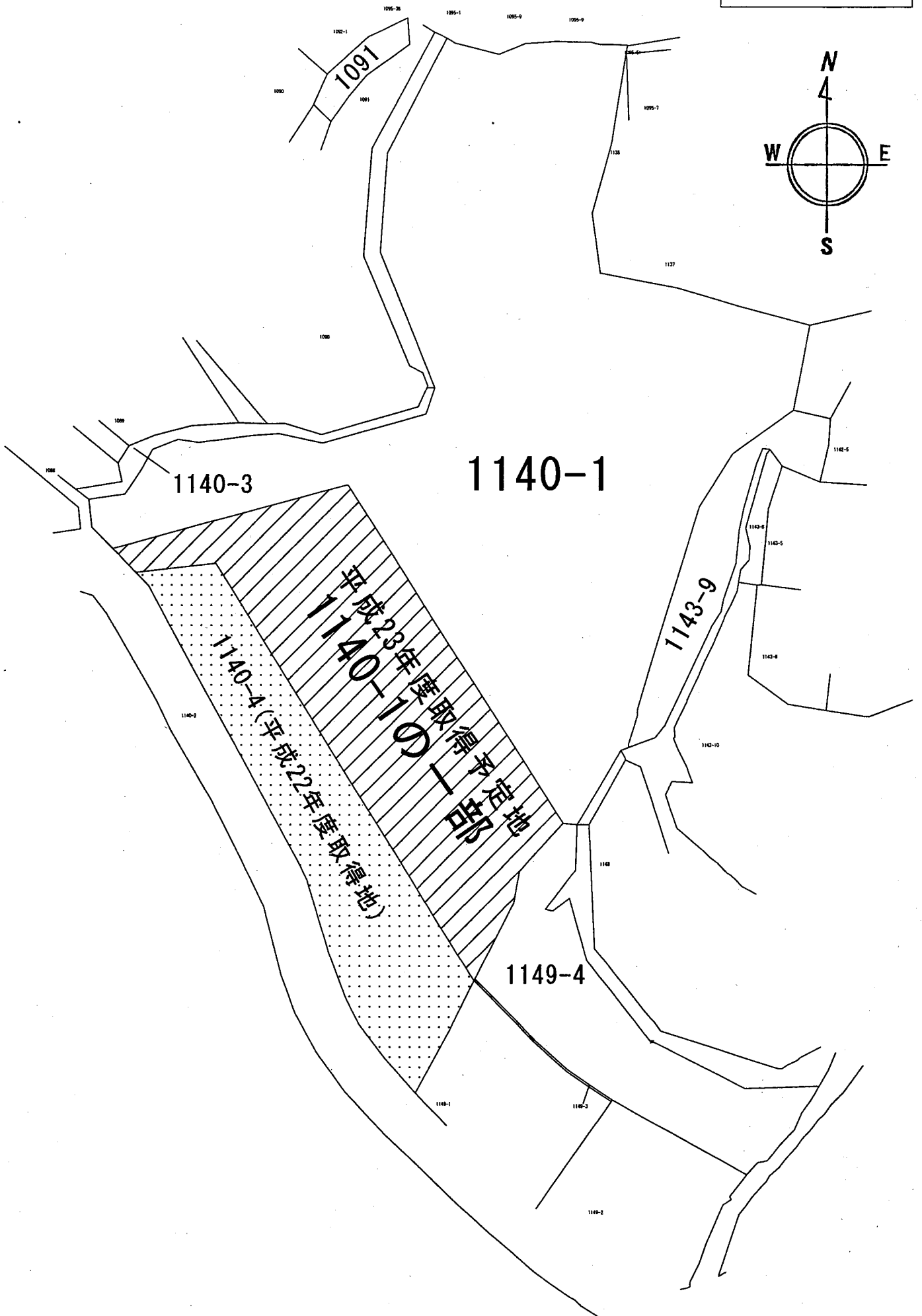
別紙一覧表

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)	取得済面積(㎡)
1	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1091番	山林	69.00	0	0
2	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番1	山林	6,234.00	1,700.00	0
3	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番3	山林	105.00	0	0
4	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番4	山林	1,145.00	0	1,145.00
5	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1143番9	山林	358.00	0	0
6	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1149番4	山林	744.00	0	0
	合 計	—	8,655.00	1,700.00	1,145.00

案 内 図



地 番 図



議案第 73 号

不動産の取得の変更について

さきに、平成23年2月定例会議案第79号をもって議決された国指定史跡大町釈迦堂口遺跡用地の取得について、次のとおり変更するものとする。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 当初の取得面積 | 16,158.83㎡ (約4,888.0坪) |
| (2) 変更による減少分 | 248.92㎡ (約 75.3坪) |
| (3) 変更後の取得面積 | 15,909.91㎡ (約4,812.7坪) |

別紙一覧表のとおり

2 取得価格

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 当初の取得価格 | 570,542,000円 |
| (2) 変更による減額分 | 1,745,000円 |
| (3) 変更後の取得価格 | 568,797,000円 |

3 所 有 者

(1) 当 初 の 所 有 者 所有者・譲渡担保権設定者

横浜市中区曙町 2 丁目 19 番地 1

曙町新井ビルディング 12F

有限会社 ナイスプランニング

取締役 茂 木 幹 夫

譲渡担保権者

横浜市中区長者町 5 丁目 48 番地 2

株式会社 第一ホーム

代表取締役 横 尾 誠

(2) 変 更 後 の 所 有 者 現所有者

横浜市中区長者町 5 丁目 48 番地 2

株式会社 第一ホーム

代表取締役 横 尾 誠

元所有者

横浜市中区曙町 2 丁目 19 番地 1

曙町新井ビルディング 12F

有限会社 ナイスプランニング

取締役 茂 木 幹 夫

別紙一覽表

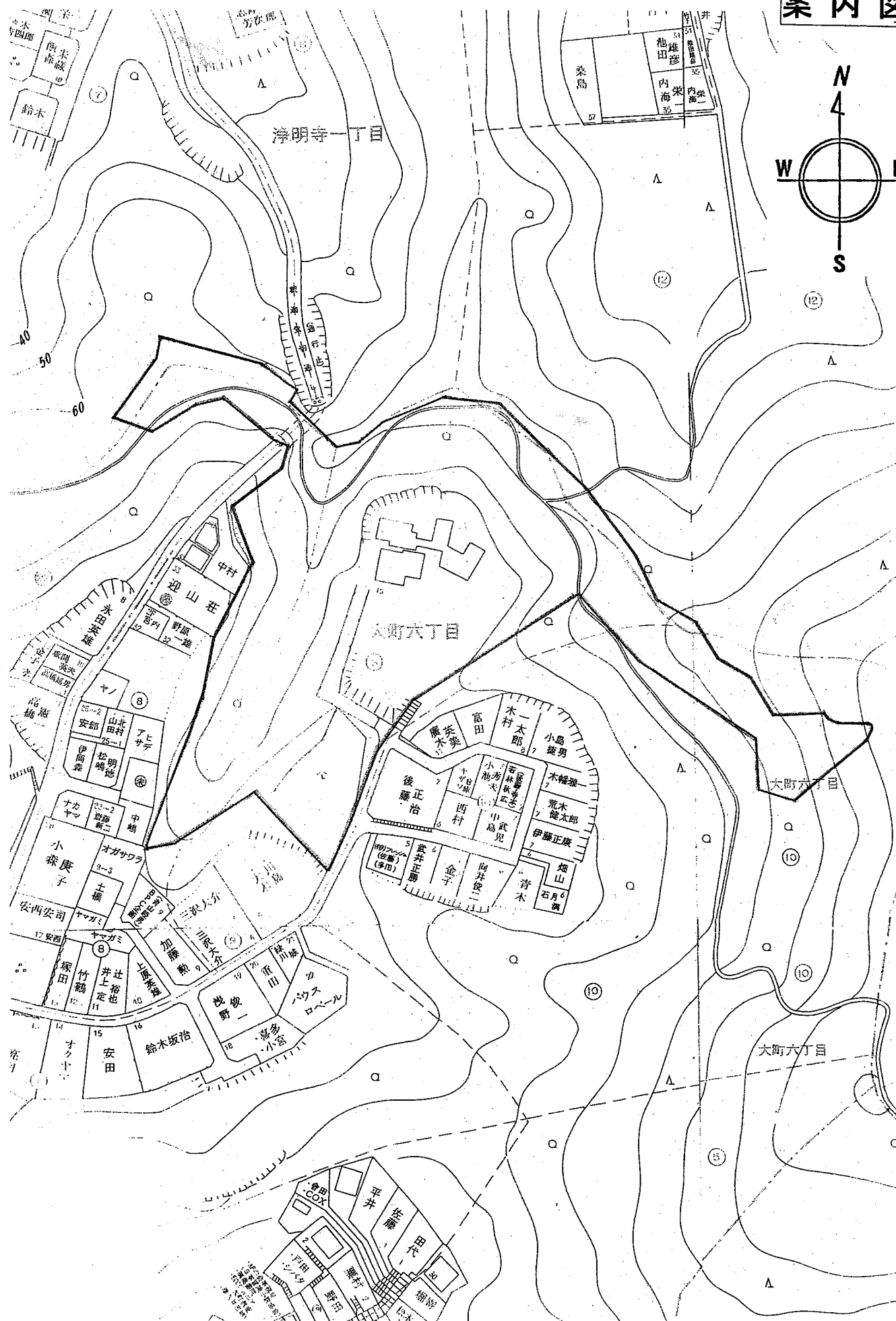
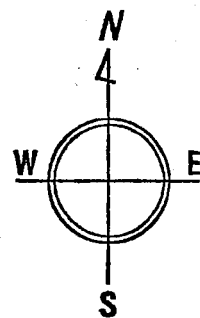
(1) 当初

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市大町三丁目1425番	山林	753.00	11,884.89
2	鎌倉市大町六丁目1424番	山林	3,239.00	
3	鎌倉市大町六丁目1447番	山林	601.00	
4	鎌倉市大町六丁目1448番1	山林	4,307.00	
5	鎌倉市大町六丁目1449番	山林	598.00	
6	鎌倉市大町六丁目1451番	山林	925.00	
7	鎌倉市大町六丁目1441番	山林	19.00	19.08
8	鎌倉市大町六丁目1442番1	山林	695.00	695.97
9	鎌倉市大町六丁目1442番4	宅地	3,558.89	3,558.89
	合計	—	14,695.89	16,158.83

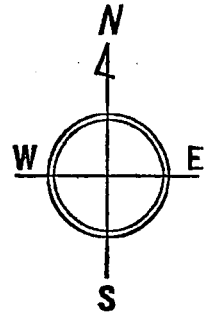
(2) 変更後

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市大町三丁目1425番	山林	753.00	11,635.97
2	鎌倉市大町六丁目1424番	山林	3,239.00	
3	鎌倉市大町六丁目1447番	山林	601.00	
4	鎌倉市大町六丁目1448番1	山林	4,307.00	
5	鎌倉市大町六丁目1449番	山林	598.00	
6	鎌倉市大町六丁目1451番	山林	925.00	
7	鎌倉市大町六丁目1441番	山林	19.00	19.08
8	鎌倉市大町六丁目1442番1	山林	695.00	695.97
9	鎌倉市大町六丁目1442番4	宅地	3,558.89	3,558.89
	合計	—	14,695.89	15,909.91

案 内 図



地 番 図



1425

1447

1448-1

1449

1442-4

1451

1424

1442-1

1441

議案第 74 号

下水道施設管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成23年12月26日、鎌倉市御成町1番15号先路上で発生した下水道施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 2,350円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 75 号

市道路線における電線共同溝工事等に関する
協定の変更について

さきに、平成19年12月定例会議案第50号をもって議決された市道
032-000号線（通称：小町通り）で実施する電線共同溝整備
事業における既存ストックの有効活用を図るための電線共同溝工事
等の施行に関する協定について、次のとおり変更するものとする。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 協定の金額

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 当初の協定金額 | 640,000,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 33,086,497円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 673,086,497円 |

2 協定の期間

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 当初の協定期間 | 平成19年度から平成23年度まで |
| (2) 変更後の協定期間 | 平成19年度から平成24年度まで |

市道 032-000 号線（通称：小町通り）で実施する電線共同溝整備事業における
既存ストックの有効活用を図るための電線共同溝工事等の施行に関する協定書の一部を
変更する（仮）協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）とエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社（以下「乙」という。）とは、平成19年11月22日に甲と乙との間で（仮）締結し、同年12月20日に議案第50号をもって議決された、市道 032-000 号線（通称：小町通り）で実施する電線共同溝整備事業における既存ストックの有効活用を図るための電線共同溝工事等の施行に関する協定書（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

第1条 原協定第5条中、「平成24年3月31日とする。」を
「平成25年3月29日とする。」に改める。

第2条 原協定第6条中、「工事に要する費用（以下「事業費」という。）は
原協定別紙3『事業費調書』のとおり、総額640,000,000円
（内消費税等30,476,190円を含む。）」を
「工事に要する概算費用（以下「事業費」という。）は
本協定別紙3「事業費調書」のとおり、総額673,086,497円を
上限とする（内消費税等32,051,735円を含む。）」に改める。

第3条 原協定別紙2の内容を本協定別紙2に改める。

第4条 原協定別紙3の内容を本協定別紙3に改める。

第5条 この（仮）協定書は、鎌倉市議会の議決を経たときに本協定書に切り替わり、その効力を発するものとする。

2 この（仮）協定書が議決されなかったことにより乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

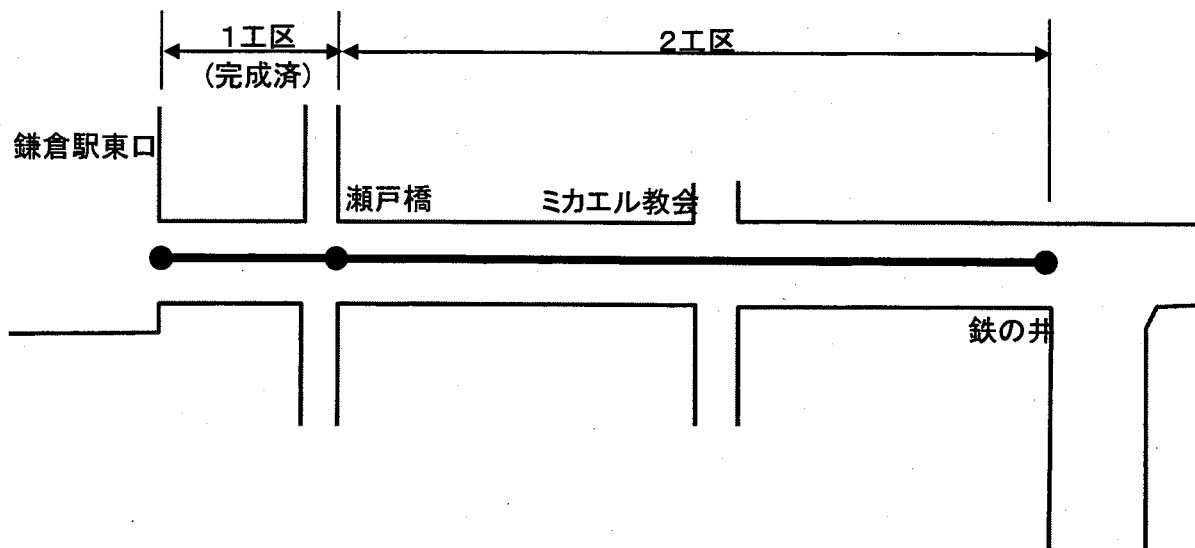
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年2月3日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

乙 横浜市中区山下町223番1号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
神奈川支店長 川浦 優

工程表



工程名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電線共同溝 本体等設置工		(1工区)				
			(2工区)			
その他関連工		(1工区)				
	(試掘工)		(2工区)			

上段：変更
下段：当初

別紙 3

事業費調書

	金 額 (円)
	上段: 変更 下段: 当初
工事費	595, 853, 000 (568, 522, 890)
間接費<事務費>	45, 181, 762 (41, 000, 920)
小計	641, 034, 762 (609, 523, 810)
消費税等	32, 051, 735 (30, 476, 190)
事業費(計)	673, 086, 497 (640, 000, 000)

「参 考」

(原 協 定 書)

市道 032-000 号線（通称：小町通り）で実施する電線共同溝整備事業における
既存ストックの有効活用を図るための電線共同溝工事等の施行に関する（仮）協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）とエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社（以下「乙」という。）
とは、「市道 032-000 号線（通称：小町通り）で実施する電線共同溝整備事業における、既
存ストックの有効活用を図るための電線共同溝工事等」（以下「工事」という。）の施行に関し、
平成 18 年 8 月 3 日付「電線類地中化計画に伴う既存ストックの有効活用を図るための固定資産
の譲渡及び電線共同溝工事等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、次のと
おり（仮）協定（以下「本施行協定」という。）を締結する。

(目的)

第 1 条 本施行協定は、工事を実施するに当たり、工事の内容、費用負担、施行区分その他必要
な事項を定め、工事の円滑な推進を図ることを目的とする。

(工事の委託)

第 2 条 甲は、工事に係る次の事項を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 入溝予定事業者との調整
- (2) 工事の実施について建設事業者と請負契約を締結し、施工監理を行うこと。
- (3) 家屋調査等
- (4) 関連機関等への諸手続き
- (5) 工事の実施に係る住民等への説明

(工事の位置及び範囲)

第 3 条 工事の位置及び範囲は、別紙 1 のとおり鎌倉市小町一丁目 5 番先から鎌倉市雪ノ下一丁
目 8 番先までとする。

2 前項の内容に著しい変更を来たす場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(工事の施行区分及び工程)

第 4 条 工事の施行区分及び工程は、別紙 2 「工程表」のとおりとし、乙が施行するものとする。

(工事の竣工期限)

第 5 条 工事の竣工期限は、平成 24 年 3 月 31 日とする。ただし、天災地変その他やむを得な
い事情により、竣工期限の変更を要する場合は、甲及び乙にて協議して定めるものとする。

(工事に要する費用及び負担)

第 6 条 工事に要する費用（以下「事業費」という。）は、別紙 3 「事業費調書」のとおり、総
額 640,000,000 円（内消費税等 30,476,190 円を含む。）とし、甲が負担する
ものとする。

(各年度の工事内容及び事業費等)

第 7 条 各年度において実施する工事の内容及び事業費等については、別途甲及び乙が協議の上、
各年度で締結する実施協定において定めるものとする。

2 各年度の工事において、工事内容及び事業費等に著しい変更を要する場合は、あらかじめ甲
及び乙で協議するものとする。

(乙施行工事費の支払い、竣工確認及び精算)

第8条 甲は、乙施行の事業費に対する各年度の負担額を乙の請求により納入するものとし、その時期、方法等については、別途甲及び乙が協議するものとする。

2 乙は、各年度の工事完成後、甲及び乙立ち会いのもと各年度の工事完成の確認を行い、速やかに決算報告するものとする。

3 乙は、工事が竣工したときは工事竣工報告書を甲に提出し、甲の確認を受けた後、速やかに精算するものとする。

(竣工図書の納入)

第9条 乙は、工事が竣工したときは竣工図書を作成し甲に納入するものとし、その様式等については、別途協議するものとする。

(規定外事項)

第10条 本施行協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の効力)

第11条 この(仮)協定書は、鎌倉市議会の議決を経たときに本協定書に切り替わり、その効力を発するものとする。

2 この(仮)協定書が議決されなかったことにより乙に損害が生じて、甲はその責を負わないものとする。

本施行協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年11月22日

神奈川県鎌倉市御成町18番10号

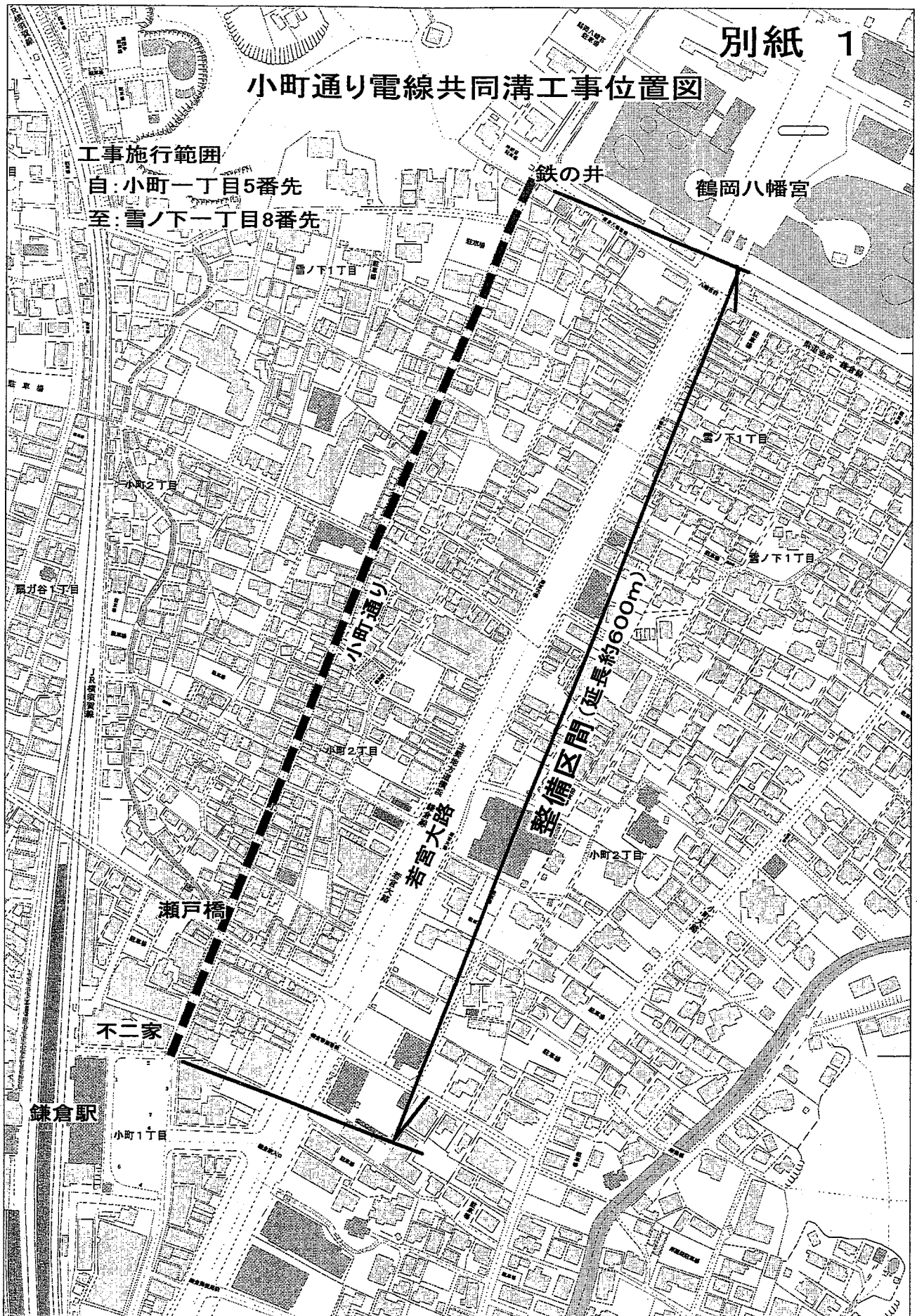
甲 鎌倉市長 石渡 徳一

神奈川県横浜市中区山下町223番1号

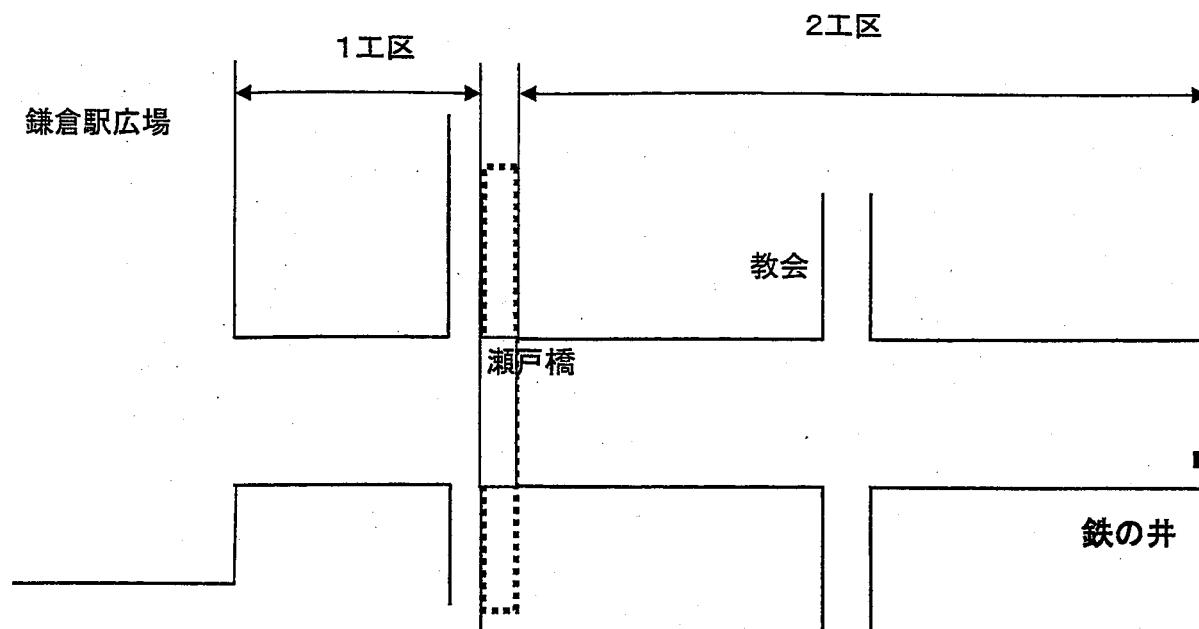
乙 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
神奈川支店長 服部 信行

別紙 1

小町通り電線共同溝工事位置図



工程表(予定)



工 程 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
電線共同溝 本体等設置工					
その他関連工					

事業費調書

	金 額(円)
工 事 費	568,522,890
間接費<事務費>	41,000,920
小 計	609,523,810
消 費 税 等	30,476,190
事 業 費 (計)	640,000,000

議案第 76 号

鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消費者安全法の制定に伴い、消費者被害の防止及び被害回復の支援に関する規定の充実を図ろうとするものである。

鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例

鎌倉市消費生活条例（昭和50年6月条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び調停」を「等」に、「・第14条」を「―第15条」に、「消費者生活委員会（第15条―第20条）」を「消費生活委員会及び紛争調停委員会（第16条―第18条）」に、「第21条―第24条」を「第19条―第22条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 6 事業者は、消費者を訪問し、又は電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用して広告宣伝等を行うことにより、消費者の意に反して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結してはならない。

第7条中「指導し、又は勧告する」を「求める」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、消費者の意に反して契約の締結について勧誘が行われないよう努めるものとする。
- 3 市長は、市広報紙等及び市の施設において、消費者被害が発生するおそれが高い商品等の広告掲載及び契約の締結の勧誘が行われないよう努めるものとする。

「第3章 消費生活相談及び調停」を「第3章 消費生活相談等」に改める。

第13条第2項中「に関し」を「について、鎌倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）において」に改める。

第4章及び第5章を次のように改める。

第4章 消費生活委員会及び紛争調停委員会

（消費生活委員会）

第16条 消費生活行政に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、鎌倉市消費生活委員会（以下「消費生活委員会」という。）を設置する。

- 2 消費生活委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、消費生活に関し学識経験を有する者及び知識経験を有する市民のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(紛争調停委員会)

第17条 市長から付された紛争の調停を行うため、市長の附属機関として、紛争調停委員会を設置する。

2 紛争調停委員会の委員は、消費生活委員会の委員のうちから3人以上を市長が委嘱する。

3 前条第4項から第6項までの規定は、紛争調停委員会委員について準用する。

(消費生活委員会等の調査権限)

第18条 消費生活委員会及び紛争調停委員会は、特定の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、関係者その他当該事項を調査審議するために必要な者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(条例違反等の情報提供)

第19条 市長は、神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）に定める不当な取引行為によるもののほか、この条例に違反し、又は違反する疑いのある事業活動により消費者に被害が生じ、又は拡大することを防止するために必要があると認めるときは、被害の概要その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 市長は、前項の規定による情報の提供をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、消費者に対し、速やかに、事業者の名称その他の当該事業者を特定する情報を提供することができる。

(1) 市長が、消費者に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その被害を防止するため、必要があると認めるとき。

(2) 市長が、第7条第1項の規定により安全の確保のために必要な措置を講ずるよう求めたとき。

(3) 消費者の意に反して契約の締結について勧誘が行われ、被害が発生したとき。

(意見陳述の機会の付与)

第20条 市長は、前条第2項の規定により必要な情報を提供しようとするときは、あらかじめ当該事業者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、緊急の場合又は当該事業者の所在が不明で通知ができないときは、この限りでない。

(他の地方公共団体等への要請)

第21条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、他の地方公共団体、事業者等に対し、適切な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条第1項中「前条」を「第13条第1項」に、「同条」を「同項前段」に、「鎌倉市消費生活委員会」を「鎌倉市消費生活紛争調停委員会（以下「紛争調停委員会」という。）」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「鎌倉市消費生活委員会」を「紛争調停委員会」に改め、第3章中同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える

(消費生活センター)

第14条 消費者の安全を確保するため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定により、消費生活センターを設置する。

2 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務を行う。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

平成23年度鎌倉市一般会計
補正予算（第10号）

平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,567,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年 2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 市税		35,220,000円	△ 550,000円	34,670,000円
	5 市民税	17,766,459	△ 600,000	17,166,459
	20 市たばこ税	681,105	50,000	731,105
10 地方譲与税		321,000	△30,999	290,001
	10 自動車重量譲与税	231,000	△31,000	200,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
15 利子割交付金		118,000	△38,000	80,000
	5 利子割交付金	118,000	△38,000	80,000
19 地方消費税交付金		1,505,000	△ 185,000	1,320,000
	5 地方消費税交付金	1,505,000	△ 185,000	1,320,000
30 自動車取得税交付金		162,000	△62,000	100,000
	5 自動車取得税交付金	162,000	△62,000	100,000
33 地方特例交付金		329,000	88,792	417,792
	5 地方特例交付金	329,000	88,792	417,792
35 地方交付税		1,000	21,700	22,700
	5 地方交付税	1,000	21,700	22,700
50 使用料及び手数料		964,394	△ 2,942	961,452
	5 使用料	545,549	△ 2,942	542,607
55 国庫支出金		5,900,222	△80,307	5,819,915
	5 国庫負担金	4,853,478	55,795	4,909,273
	10 国庫補助金	995,461	△ 136,102	859,359
60 県支出金		3,555,265	△ 240,146	3,315,119
	5 県負担金	1,273,516	44,588	1,318,104
	10 県補助金	1,961,259	△ 272,728	1,688,531
	15 委託金	320,490	△12,006	308,484

款	項	補正前の額	補 正 額	計
65 財産収入		129,819千円	1,437,430千円	1,567,249千円
	5 財産運用収入	21,824	△ 1,100	20,724
	10 財産売却収入	107,995	1,438,530	1,546,525
70 寄附金		11,910	19,584	31,494
	5 寄附金	11,910	19,584	31,494
75 繰入金		2,546,091	△ 1,993,270	552,821
	5 基金繰入金	2,544,091	△ 2,026,918	517,173
	10 他会計繰入金	2,000	33,648	35,648
85 諸収入		1,997,849	5,358	2,003,207
	25 雑入	429,098	5,358	434,456
90 市債		2,157,700	960,400	3,118,100
	5 市債	2,157,700	960,400	3,118,100
歳 入 合 計		56,217,100	△ 649,400	55,567,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		536,506千円	△13,491千円	523,015千円
	5 議会費	536,506	△13,491	523,015
10 総務費		6,422,136	1,102,920	7,525,056
	5 総務管理費	5,095,851	1,152,644	6,248,495
	10 徴税費	679,416	△26,907	652,509
	15 戸籍住民基本台帳費	469,726	△ 9,678	460,048
	20 選挙費	88,911	△13,933	74,978
	25 統計調査費	27,897	△ 1,614	26,283
	30 監査委員費	60,335	2,408	62,743
15 民生費		19,378,502	△ 701,083	18,677,419
	5 社会福祉費	9,675,406	△ 608,075	9,067,331
	10 児童福祉費	7,961,685	△88,557	7,873,128
	15 生活保護費	1,703,221	△ 4,451	1,698,770
20 衛生費		5,475,989	△ 141,029	5,334,960
	5 保健衛生費	1,609,440	△90,172	1,519,268
	10 清掃費	3,564,642	△38,977	3,525,665
	15 環境対策費	301,907	△11,880	290,027
25 労働費		186,655	△ 4,343	182,312
	5 労働諸費	186,655	△ 4,343	182,312
30 農林水産業費		753,391	△ 262,738	490,653
	5 農業水産業費	753,391	△ 262,738	490,653
35 商工費		680,009	850	680,859
	5 商工費	680,009	850	680,859
40 観光費		249,143	△21,702	227,441
	5 観光費	249,143	△21,702	227,441

款	項	補正前の額	補 正 額	計
45 土木費		8,712,263円	△ 429,195円	8,283,068円
	5 土木管理費	1,535,467	△78,141	1,457,326
	10 道路橋りょう費	770,286	△64,884	705,402
	15 河川費	84,502	△ 6,511	77,991
	20 都市計画費	6,126,850	△ 274,713	5,852,137
	25 住宅費	195,158	△ 4,946	190,212
50 消防費		2,761,170	△43,473	2,717,697
	5 消防費	2,761,170	△43,473	2,717,697
55 教育費		4,932,596	△63,548	4,869,048
	5 教育総務費	1,372,330	207,053	1,579,383
	10 小学校費	1,152,325	△ 107,587	1,044,738
	15 中学校費	537,322	△51,311	486,011
	20 社会教育費	1,481,863	△89,014	1,392,849
	25 保健体育費	388,756	△22,689	366,067
60 公債費		5,032,829	△62,168	4,970,661
	5 公債費	5,032,829	△62,168	4,970,661
65 諸支出金		1,045,911	△10,400	1,035,511
	5 土地開発公社費	1,045,911	△10,400	1,035,511
歳 出 合 計		56,217,100	△ 649,400	55,567,700

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
45 土木費	20 都 市 計画費	大 船 駅 西 口 ペ デ ス ト リ ア ン デ ッ キ 等 整 備 事 業	千円 1,471,501	20	千円 50,000	千円 1,467,407	20	千円 50,000
				21	681,423		21	681,423
				22	622,577		22	622,577
				23	117,501		23	113,407
		大 船 駅 西 口 公 共 広 場 等 整 備 事 業	532,561	21	50,000	490,350	21	50,000
				22	213,712		22	213,712
				23	268,849		23	226,638

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	子どものための手当 システム改修事業	千円 20,000
30 農林 水産業費	5 農業 水産業費	腰越漁港改修整備事業	200,373
45 土木費	5 土木管理費	地籍調査事業	2,793
45 土木費	10 道路 橋りょう費	道路維持修繕事業	20,452

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港整備事業費	千円 142,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 82,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
道路整備事業費	24,400	同 上	同 上	同 上	17,700	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	1,127,200	同 上	同 上	同 上	1,785,700	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費	143,300	同 上	同 上	同 上	124,300	同 上	同 上	同 上
義務教育施設 整 備 事 業 費	132,600	同 上	同 上	同 上	88,500	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	37,500	同 上	同 上	同 上	35,700	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策	550,000	同 上	同 上	同 上	984,000	同 上	同 上	同 上
合 計	2,157,700				3,118,100			

議案第 78 号

平成23年度鎌倉市一般会計
補正予算（第11号）

平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成24年 2 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
45 土木費	20 都市計画費	大船駅東口エレベーター等 整備補償事業	千円 29,000

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
第一小学校区子ども会館・ 子どもの家新築事業費	平成23年度から 平成24年度まで	千円 152,461
(仮称)山ノ内宮下小路 2号緑地土地買収費	平成23年度から 平成27年度まで	193,266

2 変 更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小町通り電線共同溝 設置等委託事業費	平成23年度から 平成24年度まで	千円 40,200	平成23年度から 平成24年度まで	千円 45,395
大船駅東口エレベーター等 整備事業費	平成23年度から 平成24年度まで	344,000	平成23年度から 平成25年度まで	344,000

議案第 79 号

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第4号）

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,267,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 分担金及び負担金		12,941千円	3,200千円	16,141千円
	5 負担金	12,941	3,200	16,141
10 使用料及び手数料		2,419,166	△12,000	2,407,166
	5 使用料	2,418,306	△12,000	2,406,306
15 国庫支出金		755,144	△57,335	697,809
	5 国庫補助金	755,144	△57,335	697,809
20 県支出金		31,153	△ 2,247	28,906
	5 県補助金	31,153	△ 2,247	28,906
25 繰入金		2,556,900	△ 139,500	2,417,400
	5 他会計繰入金	2,556,900	△ 139,500	2,417,400
30 繰越金		111,815	109,354	221,169
	5 繰越金	111,815	109,354	221,169
35 諸収入		21,681	△ 7,072	14,609
	10 貸付金元金収入	16,247	△ 7,776	8,471
	15 雑入	5,424	704	6,128
40 市債		2,730,100	△ 266,300	2,463,800
	5 市債	2,730,100	△ 266,300	2,463,800
歳 入 合 計		8,638,900	△ 371,900	8,267,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		1,854,190円	△89,600円	1,764,590円
	5 下水道総務費	1,854,190	△89,600	1,764,590
10 事業費		2,136,510	△ 243,900	1,892,610
	5 下水道整備費	2,136,510	△ 243,900	1,892,610
15 公債費		4,643,200	△38,400	4,604,800
	5 公債費	4,643,200	△38,400	4,604,800
歳 出 合 計		8,638,900	△ 371,900	8,267,000

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（污水）築造事業（腰越第2枝線）	5,974
10 事業費	5 下水道整備費	大船処理区住宅団地污水管渠等修繕事業（早雲台団地）	20,000
10 事業費	5 下水道整備費	下水道施設（污水）耐震化事業（台污水幹線）	45,801
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（污水）築造事業（笛田第2枝線）	25,000
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業（御谷川排水区）	13,521

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 2,730,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 2,463,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 80 号

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第5号）

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 中 期 ビ ジ ャ ン 策 定 委 託 事 業 費	平成23年度から 平成24年度まで	千円 1,000

議案第 81 号

平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年 2 月 15 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		132,817千円	△ 8,000千円	124,817千円
	5 他会計繰入金	132,817	△ 8,000	124,817
歳 入 合 計		148,600	△ 8,000	140,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 事業費		144,801千円	△ 8,000千円	136,801千円
	5 事業費	144,801	△ 8,000	136,801
歳 出 合 計		148,600	△ 8,000	140,600

議案第 82 号

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,633,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 国庫支出金		3,696,986千円	127,679千円	3,824,665千円
	5 国庫負担金	3,643,186	119,031	3,762,217
	10 国庫補助金	3,800	2,341	6,141
	15 国庫交付金	50,000	6,307	56,307
27 前期高齢者交付金		4,556,116	559,492	5,115,608
	5 前期高齢者交付金	4,556,116	559,492	5,115,608
30 県支出金		743,037	21,005	764,042
	5 県補助金	621,460	21,005	642,465
40 繰入金		1,828,201	△ 562,000	1,266,201
	5 他会計繰入金	1,828,200	△ 562,000	1,266,200
45 繰越金		87,513	313,024	400,537
	5 繰越金	87,513	313,024	400,537
歳 入 合 計		18,174,300	459,200	18,633,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		347,870千円	2,691千円	350,561千円
	5 総務管理費	259,947	△ 4,709	255,238
	10 徴収費	87,140	7,400	94,540
10 保険給付費		12,582,075	330,000	12,912,075
	5 療養諸費	11,275,794	330,000	11,605,794
12 後期高齢者支援金等		2,263,470	20,093	2,283,563
	5 後期高齢者支援金等	2,263,470	20,093	2,283,563
30 諸支出金		20,564	106,416	126,980
	5 償還金利子及び還付加算金	20,564	106,416	126,980
歳 出 合 計		18,174,300	459,200	18,633,500

議案第 83 号

平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業
特別会計補正予算（第1号）

平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入		27,734千円	△ 501千円	27,233千円
	5 財産運用収入	27,734	△ 501	27,233
5 繰入金		140,000	△45,748	94,252
	5 他会計繰入金	140,000	△45,748	94,252
7 繰越金		66	149	215
	5 繰越金	66	149	215
歳 入 合 計		167,800	△46,100	121,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 公債費		167,800千円	△46,100千円	121,700千円
	5 公債費	167,800	△46,100	121,700
歳 出 合 計		167,800	△46,100	121,700

議案第 84 号

平成23年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成23年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,647,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,574,027千円	△49,970千円	2,524,057千円
	5 国庫負担金	2,125,353	△38,814	2,086,539
	10 国庫補助金	448,674	△11,156	437,518
20 県支出金		1,825,654	△46,738	1,778,916
	5 県負担金	1,779,121	△44,975	1,734,146
	15 県補助金	46,533	△ 1,763	44,770
25 支払基金交付金		3,649,840	△82,178	3,567,662
	5 支払基金交付金	3,649,840	△82,178	3,567,662
30 財産収入		956	278	1,234
	5 財産運用収入	956	278	1,234
40 繰入金		2,316,814	△84,511	2,232,303
	5 一般会計繰入金	1,934,200	△32,200	1,902,000
	10 基金繰入金	382,614	△52,311	330,303
45 繰越金		4,995	213,919	218,914
	5 繰越金	4,995	213,919	218,914
歳 入 合 計		12,697,000	△49,200	12,647,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		386,473円	1,585円	388,058円
	5 総務管理費	386,473	1,585	388,058
10 保険給付費		12,013,760	△ 257,810	11,755,950
	5 介護サービス等諸費	12,013,760	△ 257,810	11,755,950
12 地域支援事業費		289,810	△14,857	274,953
	5 地域支援事業費	289,810	△14,857	274,953
25 基金積立金		1,756	149,641	151,397
	5 基金積立金	1,756	149,641	151,397
30 諸支出金		5,001	72,241	77,242
	5 償還金及び還付加算金	5,001	72,241	77,242
歳 出 合 計		12,697,000	△49,200	12,647,800

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
5 総務費	5 総務管理費	介護保険システム改修事業	20,048
30 諸支出金	5 償還金及び 還付加算金	介護従事者処遇改善 臨時特例基金返還金	7,685

議案第 85 号

平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,317,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,435,143円	61,494円	2,496,637円
	5 後期高齢者医療保険料	2,435,143	61,494	2,496,637
10 繰入金		1,757,752	△78,200	1,679,552
	5 一般会計繰入金	1,757,752	△78,200	1,679,552
15 繰越金		2,000	114,706	116,706
	5 繰越金	2,000	114,706	116,706
歳 入 合 計		4,219,100	98,000	4,317,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		107,002千円	5,200千円	112,202千円
	5 総務管理費	107,002	5,200	112,202
10 広域連合納付金		4,099,098	59,152	4,158,250
	5 広域連合納付金	4,099,098	59,152	4,158,250
15 諸支出金		11,000	33,648	44,648
	10 繰出金	1,000	33,648	34,648
歳 出 合 計		4,219,100	98,000	4,317,100

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年6月22日、鎌倉市長谷五丁目11番31号先路上で発生した、
交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分
した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 67,570円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 処分の日 | 平成23年12月28日 |

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年11月1日、鎌倉市植木19番地2敷地内で発生した、交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年 2 月 15 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|-------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 130,106円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成23年12月28日 |

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年9月21日、鎌倉市岡本1319番地11先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年 2 月 15 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の額 115,636円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
- 3 処分の日 平成23年12月2日

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年8月5日、鎌倉市七里ガ浜東一丁目3番15号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年2月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 11,740円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成24年1月23日 |